

4. 部門別まちづくりの方針

4-1 土地利用の方針

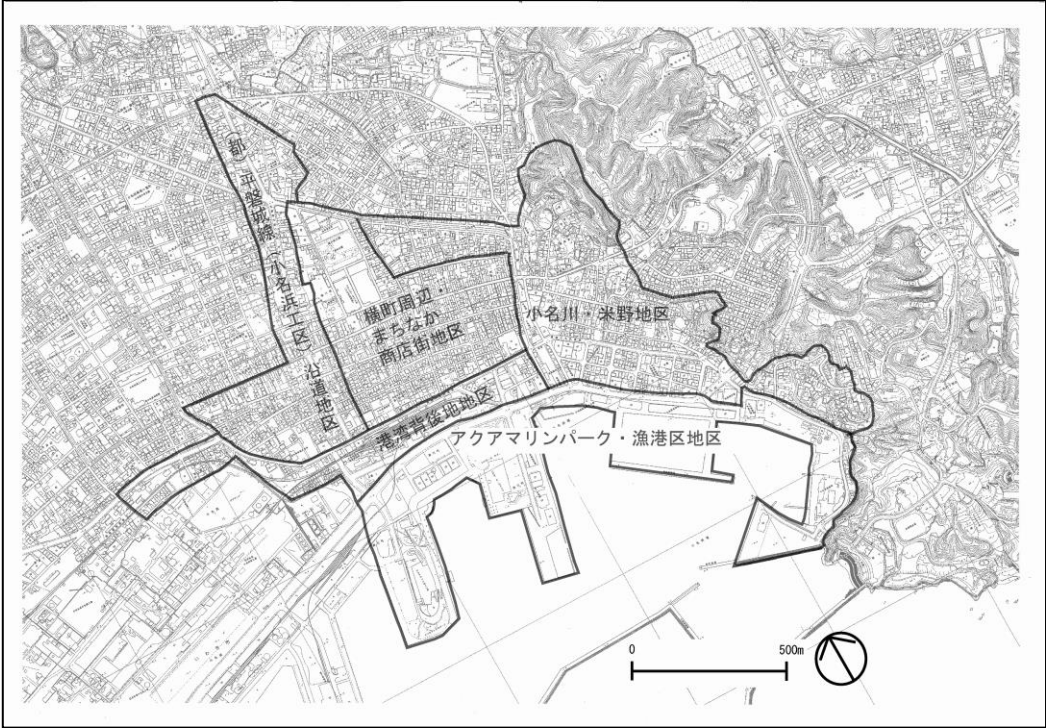
(1) 全体土地利用の方針

- 港町としての賑わいを復活させるため、まちなかや幹線道路沿道部への商業・業務機能の集積を高め、土地利用の高度化を図る。
- 港湾背後地に港と市街地を直結する新たな中心軸を形成し、これを中心に観光・情報サービス、交通拠点等の機能を集積することによる都市空間のリニューアルを進める。
- 観光レクリエーション拠点である小名浜港1・2号埠頭と市街地の連携を強化し、さらに、小名川沿いの道路などの歩行者動線の形成により、回遊性のあるネットワークづくりを進める。
- 住宅・商業・工業等の用途の混在を解消するため、適切な土地利用の規制・誘導を図り、土地利用の純化を目指す。

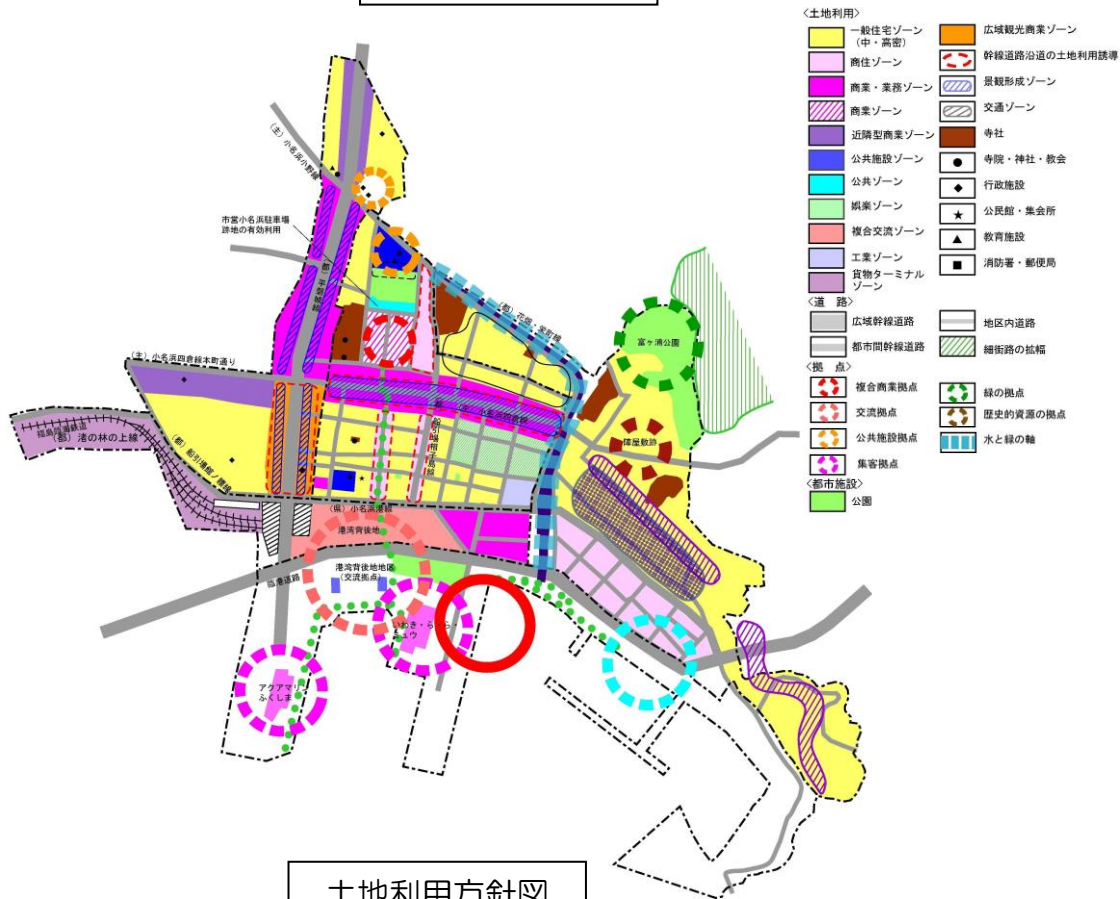
(2) 地区別土地利用の方針

土地利用や既存のコミュニティの広がり、字・地形・道路等の区分等に基づき対象地区を次の5地区に区分し、各地区における土地利用の方針について整理する。

- (都) 平磐城線沿道地区
- 横町周辺・まちなか商店街地区
- 港湾背後地地区
- 小名川・米野地区
- アクアマリンパーク・漁港区地区



地区区分図



土地利用方針図

4－1 土地利用の方針

■（都）平磐城線沿道地区

（都）平磐城線の拡幅整備と併せ、沿道地区の特性に合った都市機能や土地利用を誘導することにより、小名浜の新しい顔となる街並みづくりを進める。

業務地

○小名浜支所前の花畑交差点から本町通り交差点までの沿道地区については、現在、事務所・公益施設等が多く立地していることから、業務地としての土地利用を継承し、業務機能を支える商業・サービス型施設の立地を許容した複合型の地区として土地利用を誘導する。

商業地

○本町通り交差点以南の沿道地区については、アクアマリンパークに隣接するメリットを活かし、土産物・雑貨等の買い物や飲食ができる観光商業ゾーンとして、賑わいのある空間づくりを目指す。

まちなか商店街

○（都）平磐城線から本町通りに沿って形成されている商業地区については、地区住民の日常生活をサポートする商業地区として、一般小売店舗、飲食店、コンビニエンスストア等の商業施設の充実を目指す。

住宅地

○本町通りの南側に位置する低層住宅地については、良好な住環境の保全を図り、狭あいな道路の解消等による安全性、快適性の向上に努める。

■ 横町周辺・まちなか商店街地区

まちなかの中心に位置する特性を活かし、商業、文化、福祉、教育などの各種機能が有機的に連携し、高齢者等も安心して暮らせる生活者主体のまちを目指す。

商業地

最寄り型商店街区

- （主）小名浜四倉線（本町通り）沿道については、地区住民の生活を支える商店街の形成を図る。
- 高齢者等が安全・快適に生活出来るよう、歩行空間の確保や段差解消等のバリアフリー化を促進する。
- 既存店舗の魅力向上や魅力ある店舗の誘致などにより、にぎわいのある商店街の創出を図る。
- タウンモールリスポ周辺は、日常生活を支える商業核となっていることから、地区の最寄り型商業エリアとして魅力向上を図る。

回遊型商店街区

- 港から市街地へのアクセス動線である横町通り、竹町通りの沿道については、魅力ある飲食店などの誘致等による魅力向上を図り、観光客が歩きたくなるアメニティ道路として賑わいの創出を図る。

住宅地

- 竹町、後宿周辺は、まちなかにおける住宅地が形成されており、良好な住環境の保全に努める。
- 本町通り沿道は、土地の有効利用を図るため、中高層住宅を誘導し、低層部に地区の消費ニーズを踏まえた店舗の誘導も検討する。

4-1 土地利用の方針

■ 港湾背後地地区

港と市街地が一体となったまちづくりを実現するため、貨物ターミナルを移転し、移転跡地については、港の賑わいを地区全体に波及させるような都市的土地利用への転換を促進する。

商業・観光・情報機能

○いわき・ら・ら・ミュウやまちなか商店街等の既存の商業と競合しないような、観光消費者ニーズに対応した商業施設を誘導する。

観光サービス機能

○歩いて楽しめるまちなかの環境を整備するため、駐車場の配置を検討する。
○観光客や地区住民が集い、交流の場となる憩いの空間を創出する。

都市型業務サービス機能

○市民生活の利便性を高めるとともに、ビジネス活動の活性化を図るため、港湾関連施設等の複合的な配置を検討する。

■ 小名川・米野地区

小名川や緑豊かな富ヶ浦公園等の自然空間、歴史・文化資源を有する歴史的街並みを活かした潤いのあるまちづくりを進める。

住宅地

○小名川周辺地区は、自然環境を活かした良好な住環境の保全に努める。
○小名川の親水空間の整備に合わせ、ポケットパーク等の溜まり場空間・賑わい空間を創出することにより、地区のコミュニティの醸成を図る。

歴史文化地区

○諏訪神社、浄光院、陣屋跡等の歴史文化資源については、地区の財産として保存するとともに、街並み景観の調和に努める。

■ アクアマリンパーク・漁港区地区

港湾背後地との連携による賑わいの創出を図るとともに、市街地との一体的なまちづくりに努める。

アクアマリンパーク

- 「いわき・ら・ら・ミュウ」、「アクアマリンふくしま」の賑わいをアクアマリンパーク全体に、さらには、港湾背後地に波及させるような、一体的な土地利用について検討する。
- アクアマリンパーク内に位置する倉庫群については、倉庫の利活用や周辺の土地利用と一体となった空間づくりについて検討する。

漁港区

- 漁港区は、新鮮な魚や漁業文化を広く情報発信することで、小名浜漁港のにぎわいの復活に努める。
- 小名浜漁港周辺と調和した環境整備及び景観形成に努める。

4-2 交通施設等の方針

(1) 道路整備の方針

シンボル道路ネットワーク

- （都）平磐城線は、平と小名浜地区をネットワークする広域幹線道路であるとともに、小名浜市街地と港を連結する骨格道路でもあることから、小名浜のシンボルロードとして整備促進を図る。

外環状道路ネットワーク

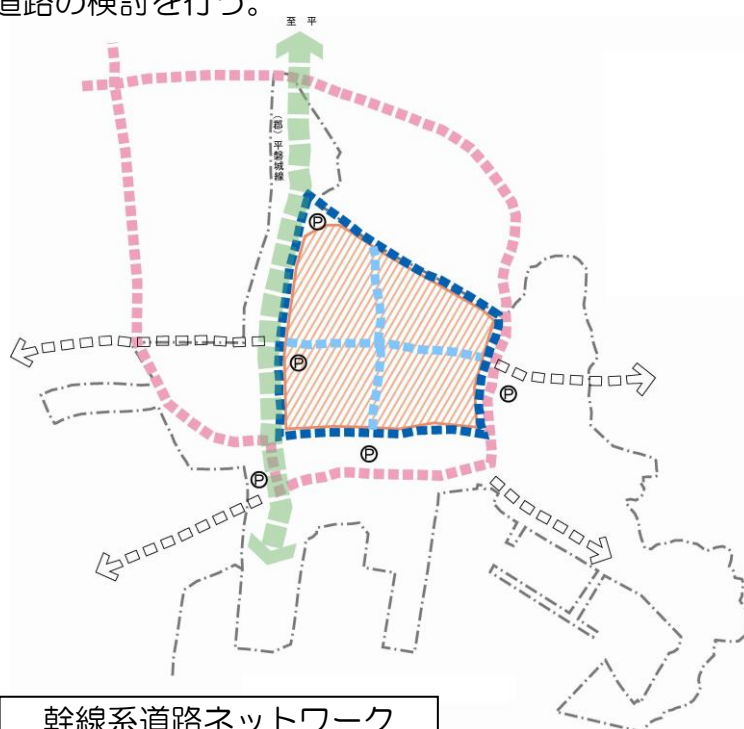
- 市街地の外周部に位置する（都）船引場原木田線、（都）南富岡橋本線及び臨港道路は、地区内の通過交通を円滑に処理することに加え、周辺拠点地区をネットワークする外環状道路として機能の強化を図る。

中環状道路ネットワーク

- （県）小名浜港線、（都）平磐城線、（都）花畑栄町線は、内環状道路として、小名浜市街地への交通を円滑に誘導することに併せて、歩行空間の確保に努める。

地区内道路ネットワーク

- 地区内の生活道路について、災害時の安全性の確保と住環境の保全を図るため、狭あいな道路の解消に努める。
- 歩行者系の道路としての機能を有する路線に関しては、沿道の土地利用を踏まえ、歩行者優先道路の検討を行う。



(2) 公共交通の方針

バス・タクシー

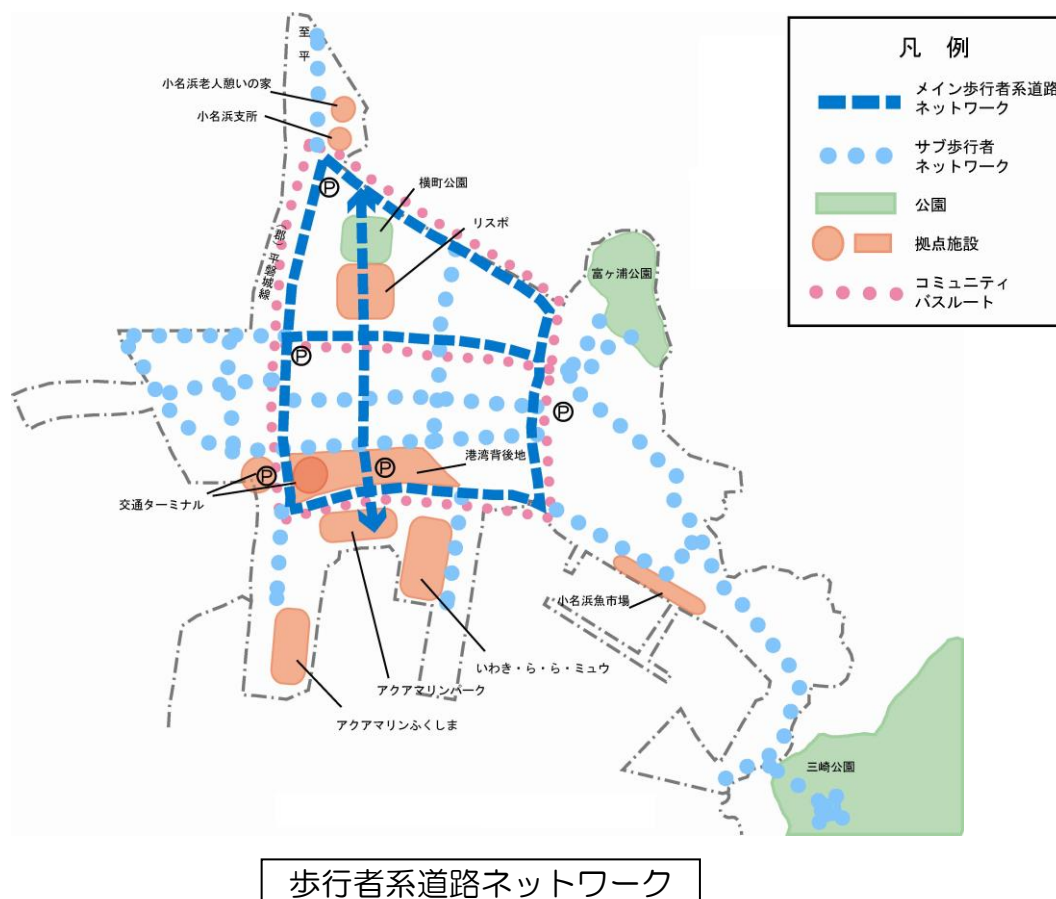
- 高齢者、学生等の移動手段を確保するため、路線バスの維持、拡充に努める。
- 路線バス・タクシーの利便性向上に加え、広域的な公共交通機関として高速バスの乗り入れなども視野に入れた交通拠点の整備など、公共交通ネットワークの形成について検討を行う。

鉄道

- 観光客にも対応した広域公共交通のサービス向上を図るため、福島臨海鉄道の旅客化等について、長期的視点での検討を行う。

自動車・自転車駐車場

- 回遊性のあるまちづくりの実現のため、外環状道路、内環状道路の外縁部への駐車場整備について検討する。
- 駐車場の整備と併せて、駐輪場やレンタサイクルステーション等の併設を検討するなど、地区内における快適な移動手段の形成に向けた検討を行う。



4-3 公園・緑地等の方針

(1) 利用者ニーズに合わせた魅力ある公園・広場等の整備充実

○横町公園は市街地の中心部に位置しており、買い物客や周辺の公共施設等利用者等が気軽に立ち寄れる公園であることから、児童や高齢者などの多様なレクリエーションニーズに対応した魅力の向上を図る。

○市営小名浜駐車場跡地については、地区のニーズを踏まえ、市街地の活性化や賑わいの創出に繋がる土地の利活用について検討する。

○アクアマリンパークにおいては、海の景観を楽しめる憩いの広場等の整備について検討する。

(2) 富ヶ浦公園と周辺緑地の保全と活用

○富ヶ浦公園の整備と周辺の自然環境の保全と活用に努める。

(3) 市街地環境の保全とコミュニティの場の創出

○市街地の空地等を有効活用し、まちなかにゆとりと潤いを創出するポケットパーク等の整備について検討する。

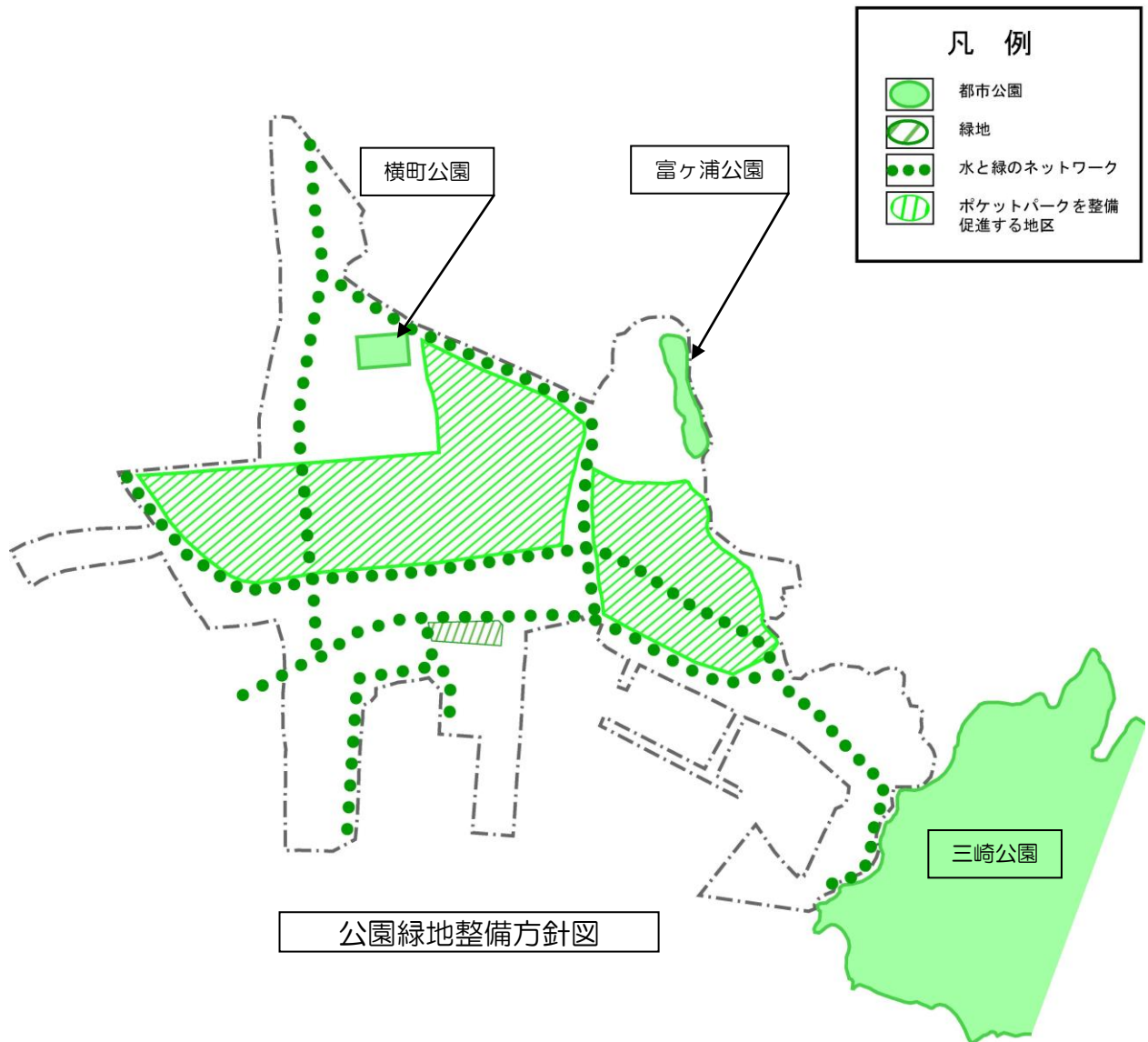
○小名川の親水空間整備に併せ、地域コミュニティ形成の場となる、たまり場空間を創出する。

(4) 公園・神社等の連携による水と緑のネットワークの創出

○まちなかに潤いを与える、横町公園、小名川、神社・仏閣周辺等の自然環境に加え、街路樹やポケットパークなどの整備を行い、水と緑のネットワークの形成を図る。

○幹線道路等については、街路樹を整備することにより緑のネットワークを形成する。

○商店街や住宅地等については、生垣等による緑化の推進に努める。



4－4 都市環境の方針

(1) 景観形成の方針

街並み景観の形成

《小名浜のシンボルロードづくり》

- （都）平磐城線については、小名浜のシンボルロードにふさわしい沿道イメージの統一を図るとともに、歩行空間の開放感の創出についても検討する。
- （都）平磐城線の整備に伴う沿道街並みの再編に併せ、権利者等の合意形成を図りながら、統一された沿道景観の形成に努める。

《新しい都市景観づくり》

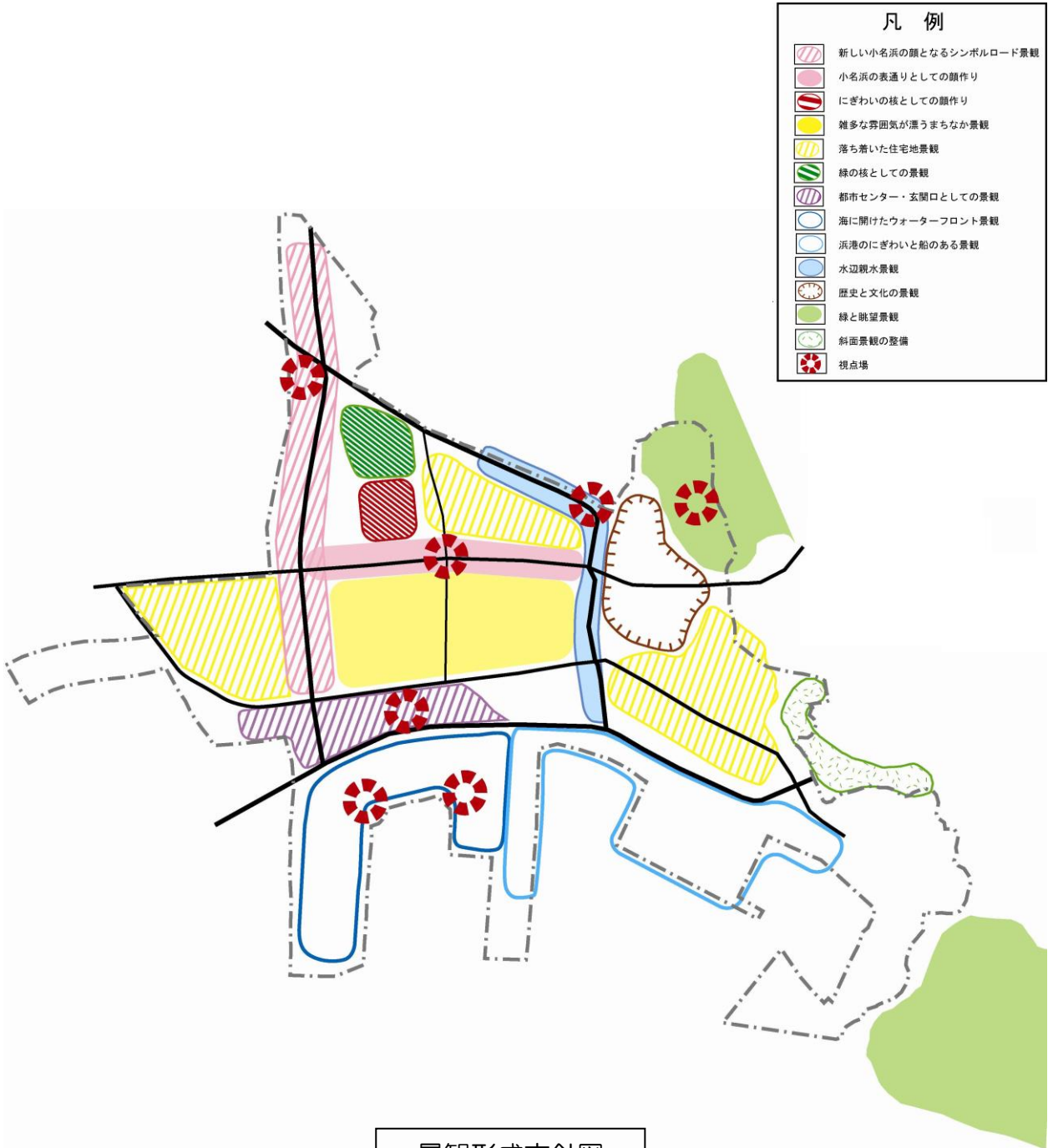
- 港湾背後地地区は、福島臨海鉄道（株）貨物ターミナルの移転後には、港と市街地の連携強化と、港の賑わいを市街地に波及させる役割を担う拠点となることから、商業サービスや港湾関連施設等の新たな機能導入にあたっては、周辺環境との調和を図りながら、港まちに相応しい都市デザインや景観の形成に努める。

《海が感じられる沿道景観、市街地景観づくり》

- まちなかにおいては、港まちとして、「海」や「港」が身近に感じられるような景観の形成に努める。
- 本町通りについては、沿道の開放感の創出と、統一感のある沿道景観の形成に努める。

《緑との調和と、歴史と文化が香る街並み景観づくり》

- 富ヶ浦公園周辺の自然環境の保全と景観の維持に努める。
- 米野通りの「うだつのある家屋」等の歴史的建物と調和した街並みの形成に努める。



景観形成方針図

4－4 都市環境の方針

(2) 防災の方針

- 住宅が密集している街区については、狭あいな道路の拡幅等による災害時の避難路の確保と、火災や震災等に強い建築物への転換に努める。
- 地区東部の急傾斜地区については、土砂災害の防止対策等に努めるとともに、災害時における周辺居住者間の連絡体制の強化を図る。

(3) その他の方針

商業

- （都）平磐城線沿道については、地区のシンボルロードとして地区外や港湾背後地からの人の流れを誘導する商業機能の充実に努める。
- 本町通り商店街は、地区住民の利便性向上に寄与する商業機能の充実に努める。
- 横町、竹町通り沿道については、地区住民向けの商業店舗に加え、観光客のニーズを踏まえた飲食店等を誘導し、観光客と地区住民の共存による賑わいの創出に努める。
- 横町周辺地区は、まちなかの商業核として、地区住民の日常生活を支える商業機能の充実に努める。

環境産業

- 臨海部に集積する装置型産業が、その技術を活用した環境産業に取り組んでいるほか、市民レベルにおいても、古着リサイクルを行うNPOの活動や、食用油リサイクルのモデル地区になるなど、本市の先進的な地域として、環境産業振興に向けた取り組みの推進に努める。

観光

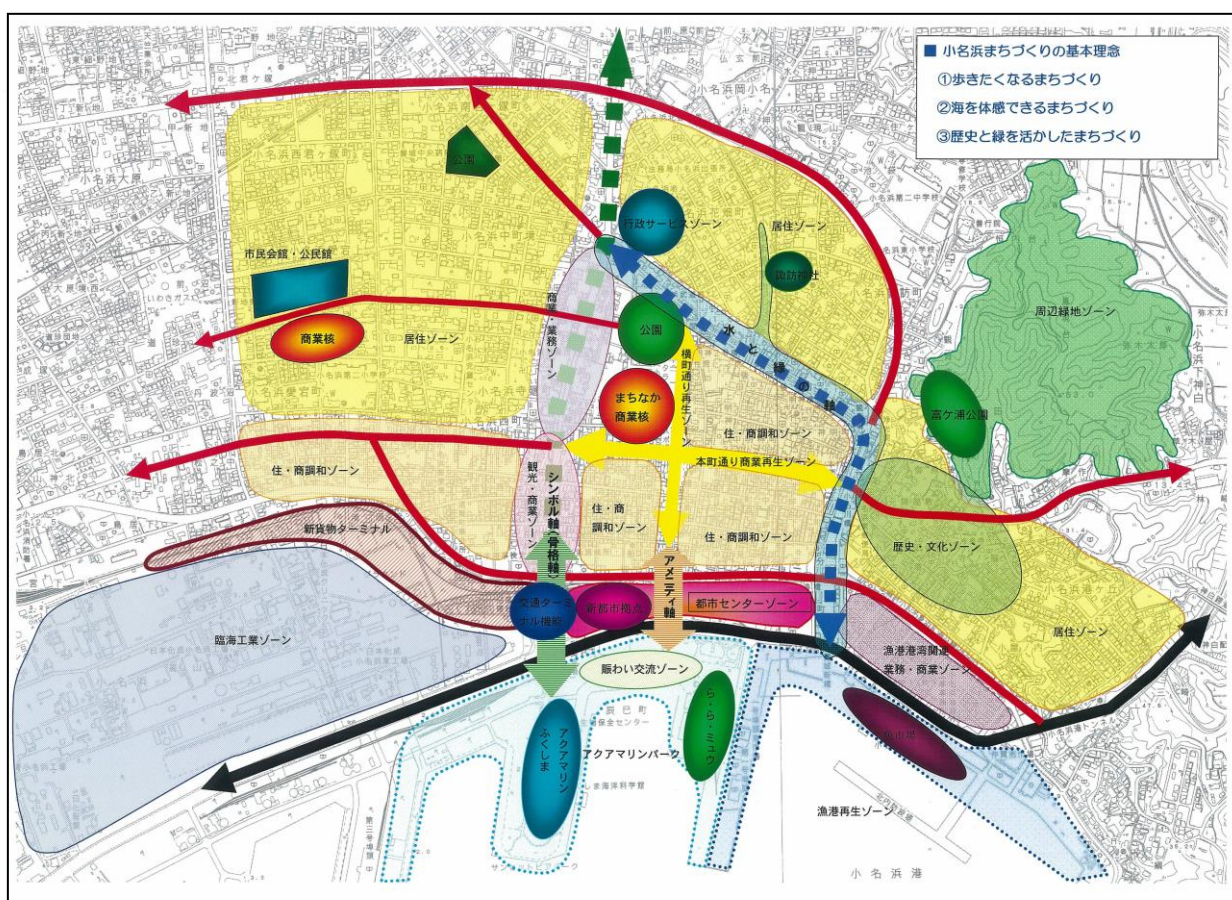
- 「アクアマリンふくしま」、「いわき・ら・ら・ミュウ」等については、新たなイベントの企画など観光振興の継続による集客力の維持に努める。
- 地区の歴史的資源をまちづくりに効果的に活用するため、神社・仏閣や陣屋跡等を繋ぐ遊歩道の整備や案内サインの設置などの検討を行う。

福祉

- （都）平磐城線の整備に併せ、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行空間づくりを進める。
- 本町通り等のまちなかの道路については、高齢者、障がい者等が安全で快適に利用することができる歩行空間の確保に努める。
- 小名浜支所等の公共施設のバリアフリー化に努める。
- 路線バスについては、低床バスの運行や待合所へのベンチ・上屋の設置など、利用者の利便性向上に努める。
- 災害に対する高齢者等の安全を確保するため、地域コミュニティの強化に努める。

歴史と文化

- 陣屋跡等の史跡や「うだつのある家屋」など、歴史的資源の保全とまちづくりへの活用を努める。
- 小名浜沖の新鮮な魚介類、漁業文化等の情報発信による、漁港復活に努める。



小名浜地区まちづくり方針図